

○大蔵委員会

内閣提出法律案（二〇件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院	衆議院	備考
1	昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案	衆	六、二四	付委員託 六、二四 議決 六、三〇 議決 六、三二 議決 六、三三	付委員託 六、一三 議決 六、二二 議決 六、二三	
5	昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案	衆	二四	五九 可 五五 決 可 五六 決	四三 修 五七 正 五八 正	衆本会議趣旨説明 五九 参本会議趣旨説明
7	租税特別措置法の一部を改正する法律案	衆	二六	三二四 (予) 可 三七 決 可 三六 決	二〇 可 三五 決 可 三六 決	衆本会議趣旨説明 二〇 参本会議趣旨説明
19	国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案	衆	二七	三五 可 三〇 決 可 三四 決	二七 可 二三 決 可 二五 決	
40	関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案	衆	二〇	二二〇 (予) 可 三七 決 可 三六 決	三四 可 三四 決 可 三五 決	
73	天皇陛下御在位六十年記念のための十萬円及び一萬円の臨時補助貨幣の發行に関する法律案	衆	三〇	四三三 (予) 可 四四 決 可 四五 決	三五 可 四八 決 可 四三 決	
80	外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案	参	三七	三三六 可 四三 決 可 四四 決	三三七 (予) 可 五六 決 可 五二 決	

ないこととするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一以上を公債等の償還財源に充てなければならぬこととしている財政法第六条第一項の規定を、五十九年度の剰余金については適用しないこととしようとするものであります。

委員会におきましては、今回の措置は臨時異例であり、今後においては剰余金の全額を公債償還財源に充当することとの必要性、六十年度の税収不足の状況から見た中期展望における税収見込みの当否、電電株の売却収入が生じた場合における公債の繰り上げ償還の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案は、

基礎年金制度が昭和六十一年四月から実施されることに伴い、基礎年金に関する政府の経理を明確にするため、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設けるとともに、関係法律について所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、基礎年金の水準、費用負担及び年金積立金運用のあり方、福祉目的税としての大型間接税導入の当否、保険料免除適用者及び保険料滞納者の増大傾向とその対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第五号）

要旨

本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及

び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

(一) 予算をもつて国会の議決を経た金額（五兆二千四百六十億円）の範囲内で、特例公債を発行することができる。

(二) 租税収入の実績に従つて、特例公債の発行額を限度額の範囲内で調整できるように、昭和六十二年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和六十一年度所属の歳入とする。

(三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

(四) 特例公債の借りかえについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借りかえを行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

二、国債費定率繰り入れ等の停止

昭和六十一年度における国債償還財源として、一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国

債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れを行わない（本措置による繰入停止に係る金額は二兆七百三十八億円である。）。

三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

(一) 昭和六十一年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助の額から千三百億円を控除して行う。

(二) 右の特例措置により控除した金額については、政府管掌健康保険事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の収支状況を勘案して、後日、当該金額に達するまでの金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる措置その他の適切な措置を講ずる。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十一年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に

つきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一段と厳しい現下の財政状況の下で昭和六十一年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度における特例公債の発行、国債費定率繰り入れの停止及び政府管掌健康保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、急激な円高の進展がもたらす我が国経済及び税収への影響、内需拡大策のあり方と補正予算編成の必要性、公債償還に当たつて全額を借換債で賄ういわゆる永久国債化の意図の有無、国債費定率繰り入れの継続的停止とN T T株式売却収入財源への依存がもたらす減債基金制度の形骸化、財政支出及び税制改革のあり方の判断基準とされるいわゆる所得格差平準化の実態等について、総理・大蔵大臣並びに財政当局に対して質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して多田省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・

国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して矢野俊比古理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、財政再建の基本的な考え方を明確にし、国民の理解と協力が得られるよう努力すること等六項目にわたる附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（関法第七号）

要旨

本法律案は、昭和六十二年以降に予定される税制の抜本的見直しとの関連に留意しつつ、住宅取得者の負担の軽減、民間活力の活用等を通じ内需の拡大等に資するため所要の措置を講ずるとともに、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、租税特別措置の整理合理化等を行うほか、たばこ消費税の税率を臨時措置として引き上げる等、所要の税制上の措置を講ずるもので、その主な

内容は次のとおりである。

一、住宅・土地税制

- 1 住宅取得控除制度を改め、二年間の措置として、新築又は既存の居住用住宅の取得等のための借入金等の年末残高（二千万円を限度とする。）の 1% 相当額（公的な借入金等については、その二分の一相当額の 1% 相当額）を三年間にわたつて所得税額から控除する。
- 2 住宅取得資金にかかる贈与税の特例について、適用対象となる住宅の範囲に一定の既存住宅を加えるとともに、適用対象となる者の所得要件を緩和する。

二、民間活力導入等

- 1 東京湾横断道路の建設に関し、特定会社に対する出資について、一定の要件の下に、当該出資をする法人の所得金額の計算上、当該出資額の 10% 相当額を控除する措置を講ずる。
- 2 民間活力の活用により整備される特定の施設について、一定の要件の下に、取得価額の 13% の特別償却制度を創設する。
- 3 エネルギー基盤高度化設備について、取得価額の 30% の特別償却と取得価額の 7% の特別税額控除（当期の税額の 20% 相当額を限度とする。）とのいずれかの選択を認める。

○%の特別償却と取得価額の 7% の特別税額控除（当期の税額の 20% 相当額を限度とする。）とのいずれかの選択を認める。

- 4 中小企業新技術体化投資促進税制について、対象設備の拡充を行う。

5 右記3、4において、対象設備が輸入機器である場合には、特別償却率又は税額控除率を二割増しとする
特例措置を講ずる。

三、既存の租税特別措置の整理合理化

中小企業等海外市場開拓準備金等の積立率の引き下げ、価格変動準備金の廃止等、企業関係の特別措置を整理合理化するとともに、登録免許税の税率軽減措置についても整理合理化を行う。

四、法人税の特例制度等

- 1 法人税の特例税率（基本税率 $1\cdot3\%$ 、中小軽減税率及び協同組合等軽減税率 1% のそれぞれの上乗せ）の適用期限を一年延長する。
- 2 法人税の欠損金の繰越控除制度について、直近一年間に生じた欠損金に限り適用を停止する。
- 3 海外の特殊関係企業との取引価格を操作することに

よる所得の海外移転に対処し、適正な国際課税の実現を図るため、移転価格税制を導入する。

五、たばこ消費税の引き上げ

たばこ消費税の従量割の税率を、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間の臨時措置として、紙巻たばこ、パイプたばこ及び葉巻たばこについては千本又は一キログラムにつき四百五十円、刻みたばこ、かみ用の製造たばこ及びかき用の製造たばこについては一キログラムにつき二百二十五円引き上げる。

なお、本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和六十年一年度約三千四百十億円（増・減収見込額相殺後）である。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、住宅取得者の負担の軽減、民間活力の活用等を通じ内需の拡大等に資するため所要の措置を講ずるとともに、租税特別

措置の整理合理化を図るほか、いわゆる移転価格税制を導入し、欠損金の繰り越しの特例を設け、さらに、たばこ消費税の税率を臨時措置として引き上げる等所要の税制上の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、抜本的税制改革の基本方針と租税特別措置のあり方、所得税減税の必要性と住宅取得促進税制の経済効果、欠損金の繰越控除制度の一部停止による中小企業への影響、たばこ消費税引き上げに至る経緯と本措置による今後のたばこ産業の動向等について質疑が行われました。

また、参考人からの意見をも聴取いたしました。これらの詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して竹田四郎理事、公明党・国民会議を代表して鈴木一弘委員、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、本法律案にそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して矢野俊比古理事より、賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、税制の改革に当たっては、社会経済情勢の変化と将来の展望を踏まえつつ、国民の理解と信頼が得られるよう適正・公平な租税制度の確立に向けて鋭意努力すること等八項目にわたる附帯決議が付されております。

次に、関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率等について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、皮革・革靴産業の実情と関税割り当て制度移行後の環境変化への対応策、税関業務の実態と要員の確保策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、関税率の引き下げに当たっては、国内産業への影響を十分考慮しつつ、国民生活の安定に寄

与するよう努めること等四項目にわたる附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

要旨

本法律案は、公的年金制度の一元化等の改革の一環として、国民年金法に基づく基礎年金制度が昭和六十一年四月から実施されることに伴い、基礎年金に関する政府の経理を明確にするため、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設けるとともに、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国民年金特別会計法の一部改正
(一) 基礎年金に関する経理を明確にするため、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設ける。

(二) 基礎年金勘定の歳入は国民年金、厚生年金保険及び各共済組合からの拠出金、借入金並びに附属収入とし、歳出は基礎年金給付費、国民年金、厚生年金保険及び

各共済組合への繰入金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子等とする。

(三) 基礎年金勘定に係る借入金、一時借入金、決算上の剰余金の処理、国民年金勘定等との過不足の調整等に関し、必要な事項を定める。

(四) 国民年金勘定の歳入に基礎年金勘定からの受入金を、歳出に基礎年金勘定への繰入金を加える。

二、厚生保険特別会計法の一部改正
年金勘定の歳入に国民年金特別会計基礎年金勘定からの受入金を、歳出に国民年金特別会計基礎年金勘定への繰入金を加える。

三、船員保険特別会計法の一部改正
船員保険の職務外年金部門が厚生年金保険に統合されることに伴い、不要となる歳入歳出の規定を削る。

四、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律の一部改正

国庫負担の根拠規定の変更に伴う所要の規定整備を行う。

五、施行期日

本法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

なお、本法律施行に伴い、昭和六十一年度国民年金特別会計基礎年金勘定の歳入・歳出予算額として、それぞれ約五兆九百七十三億円が計上されている。

委員長報告

八〇ページ参照

関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率、関税の減免税還付制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、関税及び貿易に関する一般協定との整合を図るため、皮革、革靴について関税割当制度の新設等を行うとともに、我が国とアメリカ合衆国等との合意に基づく電子式分析機器、クラフト紙、ゴルフ用具等の関税率の撤廃又は引き下げ等を行う。

二、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、ぶどう酒等の関税率の引き下げ、魚の粉、マンガン鉱等の関税割当制度の廃止等を行う。

三、最近における石油化学製品等の製造の实情にかんがみ、石油化学製品製造用原油の減税制度の新設等を行うとともに、昭和六十一年三月三十一日に適用期限の到来する関税の減免税還付制度について、適用期限を延長する。

四、昭和六十一年三月三十一日に適用期限の到来するともろこし等の暫定関税率について、その適用期限を一年延長する。

なお、本法律施行に伴う昭和六十一年度一般会計の関税減収見込額は、約二百三十億円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原重油関税減収見込額は、約二億円である。

委員長報告

八四ページ参照

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案（閣法第七三号）

要旨

本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、金を素材とする十万円の臨時補助貨幣及び銀を素材とする一万円の臨時補助貨幣を発行できるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、天皇陛下御在位六十年を記念するため、十万円及び一万円の臨時補助貨幣を発行することができる。

二、十万円及び一万円の臨時補助貨幣の法貨としての通用限度は、それぞれ二百万円及び二十万円とする。

三、十万円及び一万円の臨時補助貨幣の素材は、それぞれ金及び銀、量目は、それぞれ二十グラムとし、品位及び形式は、政令で定める。

なお、本法律施行に伴い、補助貨幣回収準備資金から昭和六十一年度一般会計歳入予算への繰入額の増加分として、約三千七百億円が見込まれている。

委員長報告

ただいま議題となりました天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、天皇陛下御在位六十年を記念するため、金を素材とする十万円及び銀を素材とする一万円円の臨時補助貨幣を発行できることとするほか、それらの法貨としての通用限度及び量目等についての規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、記念貨幣の発行目的、経緯及び公平、安全な引きかえ方法、退蔵が予想される記念貨幣発行の貨幣制度上の問題、金地金調達に伴う金価格高騰の懸念等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討議に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（閣法第八〇号）

要旨

本法律案は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、外国為替公認銀行が海外から調達した資金を海外に貸し付けるいわゆる「外—外取引」を行うオフショア市場を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外国為替公認銀行は、大蔵大臣の承認を得て、非居住者との間で行う一定の預金、金銭の貸借を区分経理するため特別国際金融取引勘定、いわゆるオフショア勘定を設ける。

二、外国為替公認銀行が行う非居住者との間の金銭の貸借について特別国際金融取引勘定において経理する場合には、届出を要しない。

委員長報告

ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、本院先議に係るものでありまして、その内容は、国際金融取引の一層の円滑化を図るため、外国為替公認銀行が海外から調達した資金を海外に貸し付けるいわゆる「外—外取引」を行うオフショア市場を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、オフショア市場創設による円の国際化促進の効果、オフショア勘定と国内勘定との実効ある遮断措置のあり方、円の国際化を国内市場に先行して推進していることの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八二号）

要旨

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、預金保険制度の拡充を行い預金者等の保護の充実に図るとともに、準備預金制度を整備し金融政策を効果的に運営するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、預金保険法の改正

(一) 目的等

預金保険は、預金者等の保護を図るため、保険金等の支払いのほか、新たに破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助を行い、もつて信用秩序の維持に資することを目的とするとともに、法律の運用に当たっては、金融機関の自主性を尊重するよう配慮しなければならぬこととする。

なお、保険限度額を三百万円から一千万円（政令改正）に引き上げることが予定されている。

(二) 対象となる金融機関の拡大

預金保険制度の対象となる金融機関に労働金庫を加えることとする。

(三) 日本銀行借入金返済方法等

預金保険機構（以下「機構」という。）は、保険金支払い等に係る日本銀行借入金を返済するため、大蔵大臣の認可を得て、金融機関等から資金の借入れをすることができるとする。

なお、日本銀行借入限度額を五百億円から五千億円（政令改正）に引き上げることが予定されている。

(四) 仮払金の支払い

機構は、保険事故が発生したときは、一定の要件のもとに、仮払金の支払いをすることができるとする。

(五) 資金援助等

1 機構は、金融機関の合併等の際し、救済金融機関等から申請があつた場合には、救済金融機関等に対し、資金援助を行うことができるとする。

2 救済金融機関は、機構に資金援助の申請をするに当たつては、合併等についての大蔵大臣の適格性の認定又はあつせんを受けなければならないこととする。

る。

(六) 緊急手続

1 大蔵大臣は、適格性の認定等に係る合併又は営業譲渡等について、これを緊急に行わなければ信用秩序の維持に著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、一定の要件のもとにおいて、緊急性の認定を行うこととする。

2 緊急性の認定を受けた金融機関は、一定の要件のもとに、株主総会等の手続を事後にまわす等、商法等の特例手続により合併等を行うこととする。

二、準備預金制度に関する法律の改正

金融機関の資金量の増大及び準備率の変更に伴う負担の激変を緩和するため、超過累進準備率の導入を行うこととし、準備預金に係る指定勘定の残高に金額による区分を設け、その指定勘定区分額ごとに異なつた準備率を定めることができるとする。

委員長報告

九二ページ参照

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案（閣法第
八三号）

要旨

本法律案は、最近における我が国の有価証券に係る投資顧問業の現状にかんがみ、投資者の保護を図るため、有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、目的

有価証券に係る投資顧問業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて投資者の保護を図ることを目的とする。

二、開業規制

投資顧問業を営もうとする者に対して登録制を導入し、登録業者に対して帳簿の作成、記録保存義務などを課すとともに、不適切な投資顧問業者に対しての登録の取消し等を通じて、問題が生じた場合には当局による適切な対応が行えるようにする。

三、行為規制

1 勧誘・広告、標識掲示

勧誘・広告における不实記載等の禁止、一定の広告事項の義務づけを行うとともに、外部から識別できる標識の掲示を義務づける。

2 開示制度

開示（ディスクロージャー）制度として、投資顧問契約前における書面による開示、契約締結時における書面による開示さらには契約期間中における顧客に対する定期的な報告書の交付を義務づける。

3 帳簿作成義務、監督

帳簿作成、記録保存、営業報告書提出義務を課すとともに、大蔵大臣による立入検査、登録取り消し等に関する規定を整備する。

4 金銭・有価証券の保管

投資顧問業者が顧客の金銭・有価証券を保管することを禁止する。

5 貸し付け、貸し付けの媒介等

投資顧問業者が顧客に対し貸し付けを行い、又は第三者による貸し付けの媒介等を行うことを禁止する。

6 証券取引行為

投資顧問業者が、顧客のために有価証券の売買の取次・代理等の証券取引行為を行うことを禁止する。ただし、投資一任業務については、この禁止を解除する。

7 クーリング・オフ制度の導入

顧客は契約の締結後一定期間（十日間）においては無条件に契約の解除ができる。

四、投資一任業務

1 投資家保護の観点から、投資一任業務を行う場合には、登録に加え認可を受けることとし、認可対象は法人に限定、また、役員の兼職を禁止する。

2 投資一任業者に専業義務を課すとともに、証券取引行為（有価証券の売買の取り次ぎ・代理又は委託の取り次ぎ・代理）については、国際的観点等も考慮し、法律上は取次も行い得る形としつつ、認可の際に附款として代理又は委託の代理に限定する。

その他、自主規制団体の設立、運営等所要の規定を設ける。

ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案は、我が国の有価証券に係る投資顧問業の現状にかんがみ、投資者の保護を図るため、有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、預金保険制度の拡充を行い預金者等の保護の充実を図るとともに、金融政策を効果的に運営するため、準備預金制度を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して質疑に入りましたところ、投資家保護の観点からの投資顧問業に対する行為規制のあり方、投資一任業務認可の具体的基準明示の必要性、金融自由化の進展度の評価と今後の信用秩序維持のあり方、保険限度額等決定の経緯と金融機関の健全経営の確保策等の質疑が行われましたが、その詳細は会

議録に譲ります。

質疑を終了し、両法律案のうち、まず、投資顧問業法案については、討論なく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、預金保険法等改正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国有財産法の一部を改正する法律案は、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入し、国有地の管理・処分の手段の多様化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、大都市圏における地価高騰の現況とその対応策、国有地への土地信託制度導入の必要性和制度活用の構想等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して近藤忠孝委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国有財産法の一部を改正する法律案（閣法第八四号）

要旨

本法律案は、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入し、国有地の管理・処分の手段の多様化を図ろうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国有地の処分の手段の一つとして「信託」を加え、当該信託により国が取得する「信託の受益権」を国有財産に含める。
- 二、信託の対象財産は、普通財産である土地（土地の定着物を含む。）に限る。
- 三、国有地を信託する際は、国有財産審議会に諮り、事業の内容（信託の目的、収支見積り等）について審議を経る。
- 四、国以外の第三者を信託の受益者として指定する信託及

び無償貸付等に係る現行法上の制限を逸脱する信託等についてはこれを禁止するものとする。

五、その他、信託の契約期間、会計検査院への事前通知等所要の改正を行う。

委員長報告

九二ページ参照

昭和六十年年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第二号）

要旨

本法律案は、昭和六十年年度において、水田利用の再編成を図るため、政府が稲作の転換を行う者等に対し交付する水田利用再編奨励補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交

付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得又は改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年年度における租税の減収見込額は、約八億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十年年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十年年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年年度の租税の減収額は約八億円と見込まれております。

委員会におきましては、今後の稲作についての政府の基

本方針、補助金支給の実態及び課税の特例による過去の実績、農地の地力増進についての政府の対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。